

# 資料 8 - 2

## 安全衛生について（福島労働局）

### 資料一覧

#### ・社会福祉事業に関して

- ① 福島県内の介護施設に関わる皆様 労働災害を防止しましょう！
- ② 介護労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を防止しましょう
- ③ 職場での腰痛を防止しましょう！「腰痛予防対策指針」による予防のポイント

#### ・福島労働局の取組みに関して

- ④ 福島労働局 第14次労働災害防止計画（2023年度～2027年度）
- ⑤ STOP！熱中症クールワークキャンペーンふくしま

#### ・法改正等に関して

- ⑥ 高年齢労働者の労働災害防止措置が努力義務になりました
- ⑦ 労働者数50人未満の事業者の皆さまへ ストレスチェックが義務になります！
- ⑧ 労働者死傷病報告の報告事項が改正され、電子申請が義務化されます
- ⑨ 労働安全衛生法及び作業環境測定法改正の主なポイントについて
- ⑩ 治療と就業の両立支援が努力義務になります！

#### ・補助金について

- ⑪ 「令和8年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

#### ・福島労働局から

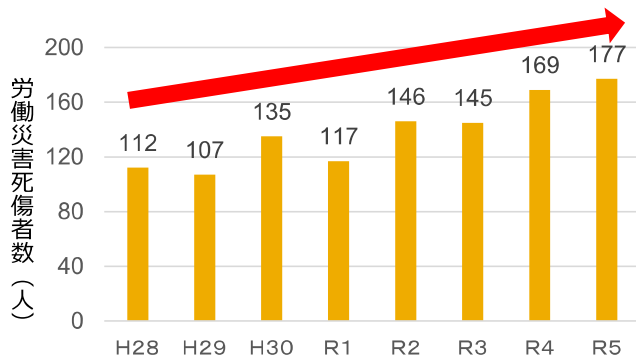
- ⑫ 公式Xリーフレット

# 福島県内の介護施設に関わる皆様 労働災害を防止しましょう！

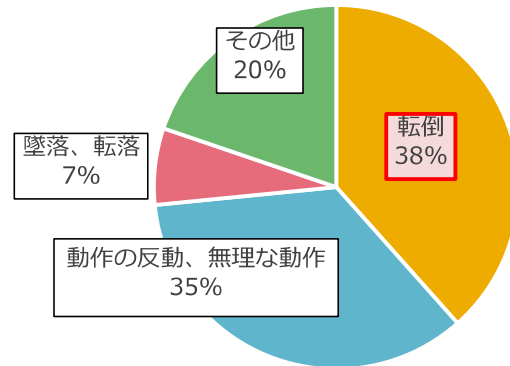
全国的に労働災害は長期的に見て減少傾向にありますが、介護施設に注目してみると、労働災害の減少傾向は見られません。介護施設における労働災害の特徴や対策を知り、効果的に労働災害を防いでいきましょう。

## 福島県内の社会福祉施設（介護施設含む）の労働災害発生状況 （新型コロナウイルス感染症り患を除く）

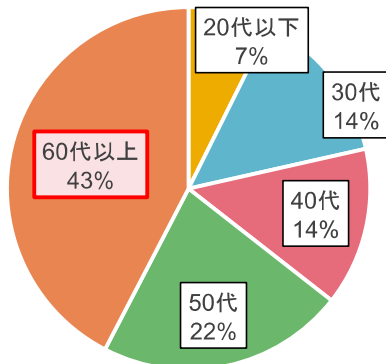
労働災害の推移（福島県社会福祉施設）



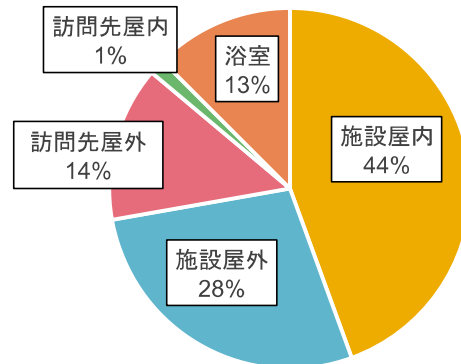
事故の型別労働災害割合  
（令和5年福島県社会福祉施設）



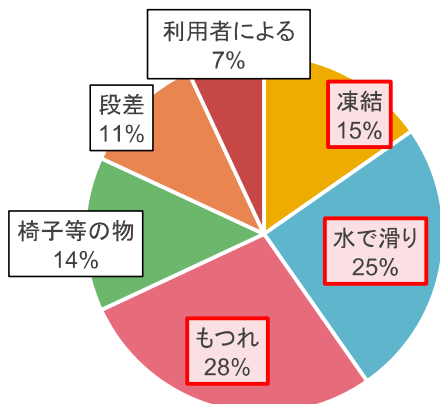
年齢別労働災害割合  
（令和5年福島県社会福祉施設）



発生場所別転倒労働災害割合  
（令和5年福島県社会福祉施設）



原因別転倒労働災害割合  
（令和5年福島県社会福祉施設）



### Point!

- ◎ 社会福祉施設の労働災害は増加傾向にあります。
- ◎ 事故の型別では**転倒災害**が約4割を占めています。
- ◎ 年齢別では**60代以上**が4割以上を占めています。
- ◎ 転倒災害の原因は、「**凍結・滑り・もつれ**」が約7割を占めています。
- ◎ 転倒災害発生場所は施設内外、訪問先等多岐にわたっています。

# 福島県内の転倒災害発生事例と対策

## ◆食堂・浴室等

### <災害事例>

- 食堂で、床が濡れていたため足を滑らせ転倒した。
- 浴室の脱衣所で介助作業をしていた際、足を滑らせ転倒した。



### <対策>

- 床等が濡れた場合は、完全に拭く。
- 脱衣所の出入口は、段差をなくし、床が濡れた状態にならないように、防滑用シートの上にタオルを敷き詰め、タオルが濡れてきたら、随時交換する。

### <好事例>

脱衣所出入口にコルクや珪藻土を床に埋め込んで段差を無くし、床が濡れた状態にならないよう工夫している。

## ◆階段、段差のあるところ、スロープ（室内・室外）

### <災害事例>

- 棚の整理中、段差を踏み外し、足首をくじいた。
- 螺旋階段で段差につまづいて前のめりに倒れた。
- 屋内階段で、電気をつけようとしたら段差につまづいて転倒した。



### <対策>

- 階段や段差には、滑り止め、滑り止めマット、手すりなどを設置し、滑りやすいスロープには防滑用塗料を塗ったり、摩擦の大きなマットを敷く。
- 階段や段差のあるところでは、足下を確認できるように照明を確保する。

## ◆室外

### <災害事例>

- 敷地内のゴミ集積所にゴミを捨てに行く途中、凍結している所で足を滑らせ転倒した。



### <対策>

- 凍結防止剤を撒いたり、雪かきをする。
- 必要な照度を確保する。人感センサーによる照明を設置する。
- 滑りにくい外履き用の靴を用意して使用する。

## ◆居室

### <災害事例>

- 入所者の車椅子の前輪に左足を引っ掛け転倒し、右膝を床に強打した。
- 居室にて作業中、コードが足に絡まり倒れた。
- 利用者を車椅子から移動させるため車椅子を所定の場所から引き出そうとしたところ、近くに置いてあった別の車椅子のフットレストにサンダルを引っ掛け体のバランスを崩し転倒した。



### <対策>

- 電気機器やナースコールのコードは、作業前に、足が引っ掛からないように片付ける。
- つまづく事が多い人は、以下の歩きやすい靴を履くようにする。
  - ①軽い
  - ②コンパクト
  - ③足にフィットする
  - ④踵がある
  - ⑤つま先部分と踵部分の重量バランスが取れている
  - ⑥つま先が少し上がっている
  - ⑦靴底が柔らかく曲がりやすい

## ◆駐車場

### <災害事例>

- 敷地内の駐車場に駐車して降車した際、地面が凍結していたため足を滑らせ転倒した。

### <対策>

- 履物は滑りにくく、雪や氷の上でも歩きやすいものを履く。
- 凍結防止剤を撒いたり、雪かきをする。
- 職場を巡視して、夜間照明の状態、冬季の雪の状態などを日時を変えて確認する。

確認した結果、問題のある箇所は職員に注意した上で、看板などを置いて注意喚起するか、通行禁止とする。

# 労働災害防止対策の参考資料

## ◆事業主向け転倒災害防止リーフレット

- 転倒災害防止対策を実施するときに活用してください。



詳細はこちら



## ◆労働者向け転倒災害防止リーフレット

- 労働者に配布して注意喚起してください。



詳細はこちら



## ◆エイジフレンドリーガイドライン

- 福島県内の小売業における労働災害は、60歳以上の被災者が4割以上を占めることから、高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）に基づく措置を実施してください。



詳細はこちら



## ◆効果的な転倒災害防止対策（ソフト面）

- ロコモ度は、ロコモ度2、ロコモ度1、無しの3段階で、移動機能の低下状態を見える化して労働者の自覚を促すことができます。
- ロコモ度テストは、①立ち上がりテスト（下肢筋力確認）、②2ステップテスト（歩幅確認）、③ロコモ25（からだの状態や生活状況確認）があり、身体能力（移動機能）の度合いを確認できますので、その結果を配布して労働者に自覚を促すことで、効果的な転倒災害防止対策（ソフト面）になります。



詳細はこちら



## ◆労働者向け労働災害防止教育用動画

- 安全衛生教育を行うときに視聴する等して活用してください。

### 【腰痛予防対策（保健衛生業）】



### 【労働災害防止対策（介護業）】



※日本語の他に、英語、中国語、ベトナム語、フィリピン語<sup>注1</sup>、カンボジア語、インドネシア語、タイ語、ミャンマー語、ネパール語、モンゴル語、スペイン語、ポルトガル語、韓国語の動画があります。  
（右は英語、カンボジア語の例）

注1：表記は職場のあんぜんサイトに合せて。



### 【社会福祉施設向け転倒・腰痛防止用視聴覚教材】



### 【転倒・腰痛予防！「いきいき健康体操」】



労働者向け労働災害防止教育用動画は、「職場のあんぜんサイト」の各種教材・ツールから視聴出来ます。

詳細はこちら



## 利用可能なサービスなど

### ◎中小規模事業場安全衛生サポート事業（中央労働災害防止協会）

中小事業者（1事業場につき、概ね100人未満で、労働保険加入の製造業、第三次産業、鉱業）は、**無料**で安全衛生の専門家のアドバイスが受けられます。

詳細はこちら  
→



## SAFEコンソーシアム

厚生労働省は、全てのステークホルダーが一丸となり、安全で健康に働くことのできる職場環境の実現を目指す「従業員の幸せのためのSAFEコンソーシアム」を設立しました。

趣旨に賛同した企業、団体でコンソーシアムを構成し労働災害問題の協議や、加盟者間の取組の共有、マッチング、労働安全衛生に取り組む加盟メンバーの認知度向上などをサポートしていきます。

加盟は無料で、ロゴマークの使用やアワードによる労働安全衛生への取組のPR、加盟メンバー間での取組事例の共有による企業内等での労働安全衛生水準の向上等のメリットがありますので、趣旨に賛同いただければ是非加盟してください。



## SAFEアワード応募の勧め

SAFEコンソーシアムでは、「SAFEアワード」という表彰制度を設けています。これは、企業、団体、事業場等に対して取り組み実例を募り、優良と認められる取組を進める企業、団体事業場等を顕彰する制度です。取り組まれている事例があれば、積極的に応募してください。

令和4年度に福島県内の社会福祉施設が腰痛予防対策について応募し、北海道・東北ブロックのブロック賞を受賞しました。

SAFEコンソーシアムポータルサイト  
(加盟申請、アワード応募)



## 福島県介護施設SAFE協議会

SAFEコンソーシアムの一環として、都道府県労働局ごとに介護施設について、令和4年度より協議会を設置して運営をしています。福島県内の介護施設のリーディングカンパニー、地方公共団体、関係団体等を構成員とする「福島県介護施設SAFE協議会」を設置し、構成員による連携した取組を展開し、構成員の安全衛生管理の好事例を管内事業場へ水平展開を行うこと等により、福島県内全体の安全衛生に対する機運醸成を図ることを目的に活動しています。

### 福島県介護施設SAFE協議会構成員

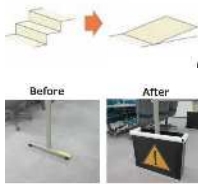
- ・ 社会福祉法人創世福祉事業団
- ・ 医療法人社団ときわ会
- ・ 一般社団法人福島県老人福祉施設協議会
- ・ 中央労働災害防止協会東北安全衛生サービスセンター
- ・ 福島県
- ・ 公益財団法人介護労働安定センター福島支部
- ・ 社会福祉法人南東北福祉事業団
- ・ 社会福祉法人南相馬福祉会
- ・ 一般社団法人福島県老人保健施設協会
- ・ 福島産業保健総合支援センター
- ・ 一般社団法人福島県理学療法士会
- ・ 福島労働局（事務局）

# 介護労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を防止しましょう

50歳以上を中心に、転倒による骨折等の労働災害が増加し続けています  
事業者は労働者の転倒災害防止のための措置を講じなければなりません

## 「つまずき」等による転倒災害の原因と対策

- (なし) 何も無いところでつまずいて転倒、足がもつれて転倒 (33%)  
 > 転倒や怪我をしにくい身体づくりのための運動プログラム等の導入 (★)  
 > 走らせない、急がせない仕組みづくり
- 通路の段差につまずいて転倒 (15%)  
 > 事業場内の通路の段差の解消 (★)、「見える化」  
 > 送迎先・訪問先での段差等による転倒防止の注意喚起
- 設備、家具などに足を引っかけて転倒 (12%)  
 > 設備、家具等の角の「見える化」
- 利用者の車椅子、シルバーカー、杖などにつまずいて転倒 (8%)  
 > 介助の周辺動作のときも焦らせない  
 介助のあとは“一呼吸置いて”から別の作業へ
- 作業場や通路以外の障害物（車止めなど）につまずいて転倒 (7%)  
 > 適切な通路の設定  
 > 敷地内駐車場の車止めの「見える化」
- コードなどにつまずいて転倒 (5%)  
 > 労働者や利用者の転倒原因とならないよう、電気コード等の引き回しのルールを設定し、労働者に徹底させる



## 「滑り」による転倒災害の原因と対策

- 凍結した通路等で滑って転倒 (24%)  
 > 従業員用通路の除雪・融雪。凍結しやすい箇所には融雪マットを設置する (★)
- 浴室等の水場で滑って転倒 (23%)  
 > 防滑床材の導入、摩耗している場合は施工し直す (★)  
 > 滑りにくい履き物を使用させる  
 > 脱衣所等隣接エリアまで濡れないよう処置
- こぼれていた水、洗剤、油等（人為的なもの）により滑って転倒 (21%)  
 > 水、洗剤、油等がこぼれていることのない状態を維持する。  
 (清掃中エリアの立入禁止、清掃後乾いた状態を確認してからの開放)
- 雨で濡れた通路等で滑って転倒 (11%)  
 > 雨天時に滑りやすい敷地内の場所を確認し、防滑処置等の対策を行う  
 > 送迎・訪問先での濡れた場所での転倒防止の注意喚起

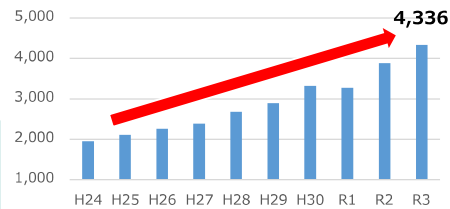


(★) については、高齢労働者の転倒災害防止のため、中小企業事業者は「エイジフレンドリー補助金」（補助率 1/2、上限100万円）を利用できます  
中小事業者は、無料で安全衛生の専門家のアドバイスが受けられます

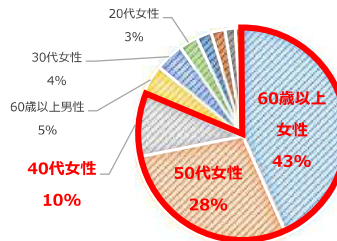


## 転倒災害（休業4日以上）の発生状況（令和3年）

社会福祉施設における転倒災害発生件数の推移



社会福祉施設における転倒災害被災者の性別・年齢別内訳



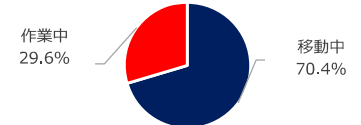
社会福祉施設における転倒災害の態様

- 骨折 (約70%)
- 打撲
- じん帯損傷
- 捻挫
- 外傷性くも膜下出血

社会福祉施設の転倒災害による平均休業日数 (※労働者死傷病報告による休業見込日数)

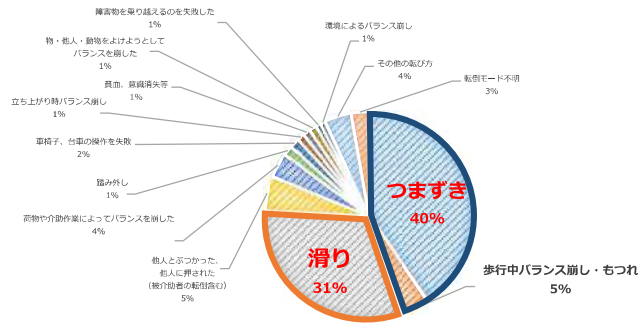
44日

介護の現場における転倒災害の発生時点



転倒災害が起きているのは移動のときだけではありません

転倒時の類型



主な原因と対策

## 転倒リスク・骨折リスク

- 一般に加齢とともに身体機能が低下し、転倒しやすくなります  
→ 「転びの予防 体カチェック」「ロコチェック」をご覧ください
- 特に女性は加齢とともに骨折のリスクも著しく増大します  
→ 対象者に市町村が実施する「骨粗鬆症検診」を受診させましょう
- 現役の方でも、たった一度の転倒で寝たきりになることも  
→ 「たった一度の転倒で寝たきりになることも。転倒事故の起こりやすい箇所は？」 (内閣府ウェブサイト)



# 職場での腰痛を予防しましょう！

## 「腰痛予防対策指針」による予防のポイント

腰痛は、休業4日以上職業性疾患の6割を占める労働災害となっています。厚生労働省では「職場における腰痛予防対策指針」を策定し、重量物を取り扱う事業場などへの啓発・指導を行ってきましたが、平成25年6月に、適用範囲を福祉・医療分野における介護・看護作業全般に広げるなど、改訂を行いました。

このパンフレットは、指針の主なポイント、腰痛の発生が比較的多い作業についての対策をまとめたものです。

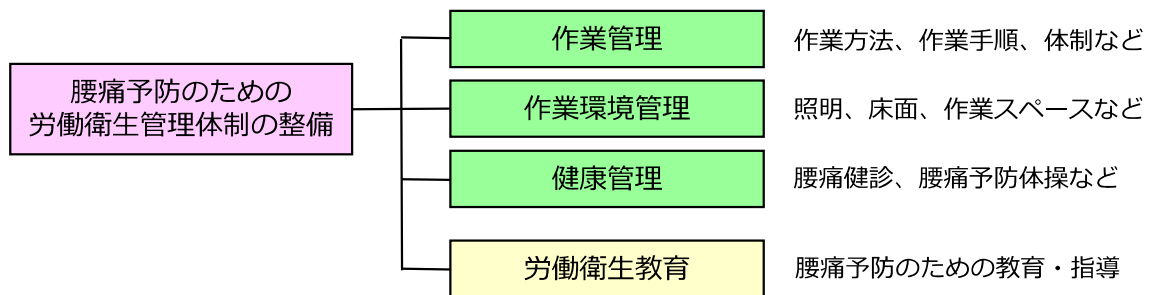
皆さまの事業所での腰痛予防対策に、ぜひ、お役立てください。

### 指針の主なポイント

#### <労働衛生管理体制>

職場で腰痛を予防するには、労働衛生管理体制を整備した上で、作業・作業環境・健康の3つの管理と労働衛生についての教育を総合的・継続的に実施することが重要です。

また、リスクアセスメントや労働安全衛生マネジメントシステムの考え方を導入して、腰痛予防対策の推進を図ることも有効です。



#### <リスクアセスメント>

リスクアセスメントは、それぞれの作業内容に応じて、腰痛の発生につながる要因を見つけ出し、想定される腰部への負荷の程度、作業頻度などからその作業のリスクの大きさを評価し、リスクの大きなものから対策を検討して実施する手法です。

#### <労働安全衛生マネジメントシステム>

リスクアセスメントの結果を基に、予防対策の推進についての「計画（Plan）」を立て、それを「実施（Do）」し、実施結果を「評価（Check）」し、「見直し・改善（Act）」するという一連のサイクル（PDCAサイクル）により、継続的・体系的に取り組むことができます。



# 作業管理、作業環境管理、健康管理のポイント [ 指針 ]

## 作業管理

### ■自動化、省力化

腰に負担がかかる重量物を取り扱う作業、不自然な姿勢を伴う作業では、機械による作業の自動化を行う。それが困難な場合は、台車などの道具や補助機器を使うなど作業者の負担を減らす省力化を行う。

### ■作業姿勢、動作

作業対象にできるだけ身体を近づけて作業する。不自然な姿勢を取らざるをえない場合は、前屈やひねりなど、その姿勢の程度をなるべく小さくし、頻度と時間を減らす。作業台や椅子は適切な高さに調整する。作業台は、ひじの曲げ角度がおおよそ90度になる高さとする。

### ■作業の実施体制

作業時間、作業量などを設定する際は、作業をする人数、内容、時間、重量、自動化・省力化の状況などを検討する。腰に過度の負担がかかる作業は、無理に1人ではさせない。

### ■作業標準の策定

作業の姿勢、動作、手順、時間などについて、作業標準を策定する。作業標準は、作業者の特性・技能レベルなどを考慮して定期的に確認する。また、新しい機器・設備を導入したときにも、その都度、見直すようにする。

### ■休憩・作業量、作業の組合せ

適宜、休憩時間を設け、姿勢を変えるようにする。夜勤や交代制勤務、不規則な勤務については、昼間の作業量を下回るよう配慮し、適宜、休憩や仮眠が取れるようにする。過労を引き起こすような長時間勤務は避ける。

### ■靴、服装など

作業時の靴は、足に合ったものを使用する。ハイヒールやサンダルは使用しないこと。作業服は、適切な姿勢や動作を妨げることのないよう伸縮性のあるものを使用する。腰部保護ベルトは、個人ごとに効果を確認した上で、使用するかどうか判断する。

## 作業環境管理

### ■温度

寒い場所での作業は、腰痛を悪化、または発生させやすくするので、適切な温度を保つ。

### ■照明、作業床面、作業空間や設備の配置

作業場所などで、足もとや周囲の安全が確認できるように適切な照度を保つ。転倒、つまずきや滑りなどを防止するため、凹凸や段差がなく、滑りにくい床面にする。作業や動作に支障をきたさないよう、十分な作業空間を確保するとともに、適切な機器配置にする。

### ■振動

車両系建設機械の操作・運転などによる腰や全身への激しい振動、車両運転などによる長時間にわたっての振動を受ける場合は、座席の改善・改良などにより、振動の軽減を図る。

## 健康管理

### ■健康診断

腰に著しい負担がかかる作業に、常時、従事させる場合は、その作業に配置する際に、医師による腰痛の健康診断を実施する。その後は、6カ月以内に1回、実施する。

### ■腰痛予防体操

ストレッチを中心とした腰痛予防体操を実施させる。

### ■腰痛による休職者が職場に復帰する際の注意事項

腰痛は再発する可能性が高いので、産業医などの意見を聴き、必要な措置をとる。

# 労働衛生教育のポイント [ 指針 ]

## ■労働衛生教育

重量物の取り扱い作業、同一姿勢での長時間作業、不自然な姿勢を伴う作業、介護・看護作業、車両運転作業などに従事する作業者に対しては、その作業に配置する際やその後、必要に応じて、腰痛予防のための労働衛生教育を実施する。

[教育内容]

- ・腰痛の発生状況、原因（腰痛が発生している作業内容・環境、原因など）
- ・腰痛発生要因の特定、リスクの見積もり（チェックリストの作成、活用方法など）
- ・腰痛発生要因の低減措置（発生要因の回避、軽減を図るための対策）
- ・腰痛予防体操（職場でできるストレッチの仕方など）

## ■心理・社会的要因に関する留意点

上司や同僚のサポート、腰痛で休むことを受け入れる環境づくり、相談窓口の設置など、組織的な取り組みを行う。

## ■健康の保持増進のための措置

腰痛予防には日頃からの健康管理も重要。十分な睡眠、禁煙、入浴による保温、自宅でのストレッチ、負担にならない程度の運動、バランスのとれた食事、休日を利用した疲労回復・気分転換などが有効。

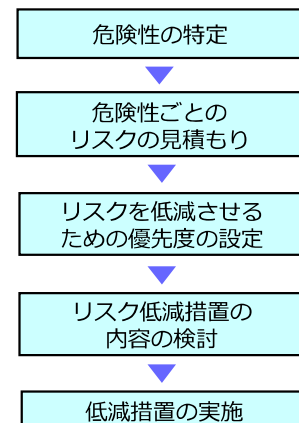
## リスクアセスメント・労働安全衛生マネジメントシステム

### ■リスクアセスメント

腰痛予防対策は、各作業におけるリスクに応じて、合理的・効果的な対策を立てることが重要です。

そのためには、作業の種類や場所ごとに、腰痛の発生に関連する要因についてリスクアセスメントを実施する必要があります。

リスクアセスメントとは、職場にある危険の芽を洗い出し、それにより起こりうる労働災害のリスクの大きさ（重大さ+可能性）を見積もり、大きいものから優先的に対策を講じていく手法です。

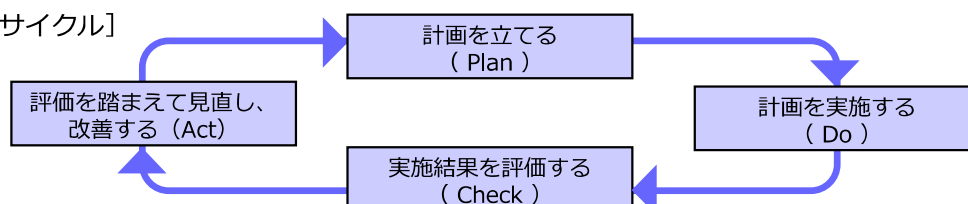


### ■労働安全衛生マネジメントシステム

作業管理、作業環境管理、健康管理、労働衛生教育を的確に組み合わせ、総合的に推進していくためには、労働安全衛生マネジメントシステムの考え方を導入することが重要です。

リスクアセスメントの結果を基に、「計画を立てる（Plan）」→「計画を実施する（Do）」→「実施結果を評価する（Check）」→「評価を踏まえて見直し、改善する（Act）」という一連のサイクル（PDCAサイクル）により、継続的・体系的に安全衛生対策に取り組むことができます。

[PDCAサイクル]



# 作業別 腰痛予防対策

腰痛の発生が比較的多い作業については、個別の腰痛予防対策を示します。

## 1 重量物取り扱い作業

- ・重量物の取り扱い作業については、機械による自動化や台車・昇降装置などの使用による省力化を図る。
- ・機械を使わず人力によってのみ作業をする場合の重量は、男性（満18歳以上）は体重のおおむね40%、女性（満18歳以上）は、男性が取り扱う重量の60%程度とする。
- ・荷物は、適切な材料で包装し、確実に持つことができるようにし、取り扱いを容易にする。重量はできるだけ明示する。

## 2 立ち作業

- ・不自然な姿勢での作業とならないよう、作業機器や作業台は、作業者の体格を考慮して配置する。
- ・長時間立ったままでの作業を避けるため、他の作業を組み合わせる。
- ・1時間に1・2回程度の小休止・休息を取らせ、屈伸運動やマッサージなどを行わせることが望ましい。
- ・床面が硬い場合は、立っているだけでも腰に負担がかかるので、クッション性のある靴やマットを利用して、負担を減らすようにする。

## 3 座り作業

- ・椅子は、座面の高さ、奥行きの寸法、背もたれの寸法・角度、肘掛けの高さなど、作業者の体格に合ったものを使用させる。
- ・不自然な姿勢での作業とならないよう、作業対象物は、肘を伸ばして届く範囲内に配置する。
- ・床に座って行う作業は、股関節や仙腸関節（脊椎の根元にある関節）などに負担がかかるため、できるだけ避けるようにする。

## 4 福祉・医療分野等における介護・看護作業

- ・リスクアセスメントを実施し、合理的・効果的な腰痛予防対策を立てる。
- ・人を抱え上げる作業は、原則、人力では行わせない。福祉用具を活用する。
- ・定期的な職場の巡視、聞き取りなどを行い、新たな負担や腰痛が発生していないか確認する体制を整備する。

## 5 車両運転等の作業

- ・建設機械、フォークリフト、農業機械の操作・運転による激しい振動、トラック、バス・タクシーなどの長時間運転では、腰痛が発生しやすくなるので、座席の改善、運転時間の管理を適切に行い、適宜、休憩を取らせるようにする。
- ・長時間運転した後に重量物を取り扱う場合は、小休止や休息、ストレッチを行った後に作業を行わせる。

指針全文(H25.6.18付け基発0618第1号)は、厚生労働省ホームページの「法令等データベースサービス(通知検索)」または、報道発表資料(H25.6.18)をご参照ください。

詳細は検索で

職場における腰痛予防対策指針

検索



# 福島労働局 第14次労働災害防止計画（2023年度～2027年度）



労働災害防止計画とは

○労働安全衛生法第6条の規定に基づき、労働災害を減少させるために、国、事業者、労働者等の関係者が重点的に取り組むべき事項を定めた中期計画です。

○「福島労働局第14次労働災害防止計画」は国が策定した「第14次労働災害防止計画」を推進するため、福島労働局、管内の事業者、労働者等が取り組むべき事項を定めた計画です。

計画のねらい

- 誰もが安全で健康に働くために、事業者、注文者、労働者等が安全衛生対策について自身の責任を認識し、真摯に取り組むことが重要である。
- 労働者の安全衛生対策に積極的に取り組む事業者が社会的に評価される環境を醸成し、事業場の規模、雇用形態や年齢等によらず、どのような働き方においても、労働者の安全と健康が確保されていることを前提として、多様な形態で働く一人一人が潜在力を十分に発揮できる社会を実現しなければならない。
- 原発事故からの復興工事に伴う労働者の安全確保対策、放射性物質による健康障害防止対策、安全確保対策等の推進を図る。

**アウトプット指標**  
事業者が、計画の重点事項の取組成果として、労働者の協力の下、達成を目指す指標

目標

以下を目標とし、アウトカム指標の達成を目指して取り組む。

- ◎ 死亡災害  $\Rightarrow$  死亡者数を2022年と比較して5%以上減少する。
- ◎ 死傷災害  $\Rightarrow$  死傷者数（休業4日以上）を2022年と比較して2027年までに減少に転ずる。

**アウトカム指標**  
アウトプット指標を実施した結果として、期待される事項、効果検証を行うための指標

## アウトカム指標（期待される結果）

### 1. 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- ・転倒の年齢層別死傷年千人率（年間の千人当たりの災害発生件数）を2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける。
- ・転倒による平均休業見込日数を2027年までに40日以下とする。
- ・社会福祉施設における腰痛の死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに減少させる。

### 2. 東日本大震災からの復興に係る安全衛生確保対策の推進

- ・福島第一原子力発電所の廃炉作業及び除染等業務等における安全衛生確保対策の徹底を図る。

### 3. 高齢労働者の労働災害防止対策の推進

- ・60歳以上の死傷年千人率を2027年までに男女とも増加に歯止めをかける。

### 4. 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

- ・外国人労働者の死傷年千人率を2027年までに労働者全体の平均以下とする。

### 5. 業種別の労働災害防止対策の推進

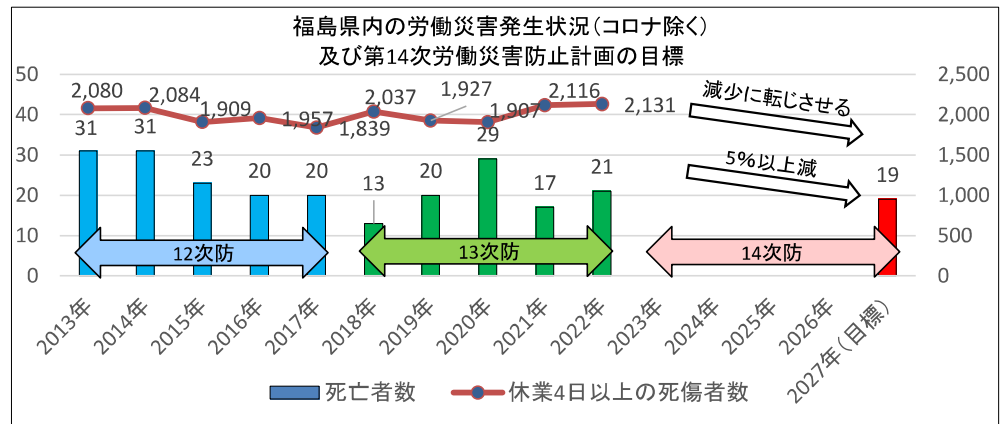
- ・陸上貨物運送事業における死傷者数を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。
- ・建設業における死亡者数を2022年と比較して2027年までに15%以上減少させる。
- ・製造業における機械による「はさまれ・巻き込まれ」の死傷者数を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。
- ・林業について、伐木作業の災害防止を重点としつつ、労働災害の大幅な削減に向けて取り組み、死亡者数を2022年と比較して2027年までに15%以上減少させる。

### 6. 労働者の健康確保対策の推進

- ・週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を2025年までに5%以下とする。
- ・自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み又はストレスがあるとする労働者の割合を2027年までに50%未満とする。

### 7. 化学物質等による健康障害防止対策の推進

- ・化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物等との接触、爆発、火災によるもの）の件数を第13次労働災害防止期間と比較して、5%以上減少させる。
- ・熱中症による死亡者数の増加率を第13次労働災害防止計画期間と比較して減少させる。



お問い合わせは、福島労働局・各労働基準監督署へ

福島労働局

検索



## アウトプット指標（事業者が達成を目指す指標）

## 福島労働局の重点実施事項（取り組むこと）

### ○労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進及び高齢労働者の労働災害防止対策の推進

- ・転倒災害対策（ハード・ソフト両面からの対策）に取り組む事業場の割合を2027年までに50%以上とする。
- ・卸売業・小売業及び医療・福祉の事業場における正社員以外の労働者への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。
- ・介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。
- ・「エイジフレンドリーガイドライン」に基づく高齢労働者の安全衛生確保の取組を実施する事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

- ・転倒災害の発生状況や第三次産業の業界の実態に即した基本的労働災害防止対策の啓発ツール等の周知を行うとともに、アプリ・動画等を活用した効率的・効果的な安全衛生教育ツールの普及を図る。
- ・「福島冬季転倒災害防止運動（転ばないでね!）」実施要綱の周知を図る。
- ・「職場における腰痛予防対策指針」に基づく腰痛予防対策の促進を図る。
- ・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術（ノーリフトケア）や介護機器等の導入など腰痛予防対策の普及を図る。
- ・「エイジフレンドリーガイドライン」の周知啓発を図る。
- ・事業者が実施する健康診断の情報を活用した労働者の健康保持増進の取組を推進するため、「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」（T H P 指針）の周知を図る。

### ○東日本大震災からの復興に係る安全衛生確保対策の推進

- ・福島第一原子力発電所の廃炉作業並びに帰還困難区域等で行われる除染等業務、特定線量下業務及び事故由来廃棄物等処分業務（以下「除染等業務等」という。）に従事する労働者に対する安全衛生管理、被ばく線量管理、被ばく低減対策、健康管理等を徹底する。

- ・福島第一原子力発電所について、放射線防護措置等の作業計画の作成及び同計画に基づく作業を実施するよう徹底を図る。
- ・除染等業務等について、被ばく線量管理、保護具の着用、特別教育、健康診断及びその結果に基づく事後措置等を実施するよう徹底を図る。

### ○多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

- ・母国語に翻訳された教材や視聴覚教材を用いる等外国人労働者に分かりやすい方法で労働災害防止の教育を行っている事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

- ・外国人労働者への効率的・効果的な安全衛生教育のための手法の提示や、イメージしやすいデザインと母国語表記を併せた標識を掲示する等、危険の「見える化」の促進を図る。

### ○業種別の労働災害防止対策の推進

- ・「荷役作業における安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する陸上貨物運送業等の事業場（荷主となる事業場を含む。）の割合を2027年までに45%以上とする。
- ・墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を2027年までに85%以上とする。
- ・機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を2027年までに60%以上とする。
- ・「伐木等作業の安全ガイドライン」に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

- ・トラックからの荷の積み卸し作業における墜落・転落防止対策の充実強化を内容とする改正労働安全衛生規則の周知・指導を行う。
- ・「荷役作業における安全対策ガイドライン」の周知徹底を図るとともに、荷主事業者対策に取り組む。
- ・足場の点検の確実な実施、一側足場の使用範囲の明確化等、墜落・転落災害防止の充実強化を内容とする改正労働安全衛生規則の周知・指導を行う。
- ・機能安全を有する機械の活用により、現場の作業者が被災するリスクを低減させる取組を推進する。
- ・立木の伐倒時の措置、かかり木処理の禁止事項の徹底を図るとともに、下肢を保護する保護衣の着用や木材伐出機械等の安全対策の徹底を図る。

### ○労働者の健康確保対策の推進

- ・年次有給休暇の取得率を2025年までに70%以上とする。
- ・勤務インターバル制度を導入している企業の割合を2025年までに15%以上とする。
- ・メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を2027年までに80%以上とする。
- ・50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を2027年までに50%以上とする。
- ・必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。

- ・「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づく長時間労働の削減のための取組等を進める。
- ・健康経営の視点を含めたメンタルヘルス対策や産業保健活動に取り組む意義やメリットについて、経営層に対する意識啓発の強化を図る。
- ・福島産業保健総合支援センター及び各地域産業保健センターを通じて、小規模事業場を中心とするメンタルヘルス対策の取組を支援する。
- ・「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」の周知啓発を図る。

### ○化学物質等による健康障害防止対策の推進

- ・労働安全衛生法に基づくラベル表示・SDS交付の義務対象外で、危険性・有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示、SDS交付を行っている事業場の割合を2025年までにそれぞれ80%以上とする。
- ・リスクアセスメントの実施の義務対象外で、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントの実施事業場の割合を2025年までに80%以上とするとともに、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するための必要な措置を実施している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。
- ・熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。

- ・新たな化学物質規制に係る労働安全衛生関係法令について、円滑な実施のための周知を図るとともに、SDS等に基づくリスクアセスメント等の実施及びその結果に基づくばく露低減措置が適切に実施されるよう丁寧な指導を行う。
- ・「石綿ばく露防止対策5か年計画」等に基づき、石綿ばく露防止対策の周知・指導を行う。
- ・「第10次粉じん障害防止総合対策」に基づき、呼吸用保護具の使用の徹底及び適正な使用の推進等に取り組む。
- ・日本工業規格に適合した暑さ指数計や熱中症予防に効果的な機器・用品の普及を図るとともに、「職場における熱中症予防基本対策要綱」の周知・指導を行う。

14次防の全文はこちら ↓



# STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン ふくしま



## ☀ 熱中症とは…

高温多湿な環境下において、体内の水分と塩分のバランスが崩れたり体内の調整機能が破綻したりするなどして、発症する障害の総称です。

福島県内では、気温上昇を背景に熱中症による死傷者数が急増しています。

全国では、職場における熱中症により、年間1500人を超える労働者の方々が4日以上仕事を休んでいます。

福島労働局及び各労働基準監督署では、熱中症による労働災害を減少させるために、改正労働安全衛生規則や「職場における熱中症防止のためのガイドライン」に基づく熱中症予防対策が確実に実施されるよう、「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーンふくしま」を展開し、あらゆる機会を捉え熱中症予防対策の徹底を図っていくこととしています。



福島労働局HP  
実施要綱等はこちら

### 熱中症対策 の実施手順

### 職場における熱中症防止のためのガイドライン(概要)

#### 1 熱中症リスクの特定

… 熱中症のリスクとなり得る要因を特定する

- (例)
- ・ 高温・多湿となる場所はないか
  - ・ 連続した作業をしていないか
  - ・ 通気性や透湿性の低い衣服等を着用していないか
  - ・ 身体作業負荷が大きい作業をしていないか

#### 2 WBGT値※の把握

… 作業場所のWBGT値を把握する

WBGT指数計を用いて実測する方法が基本ですが、目安として地域を代表する一般的なWBGT値は環境省が運営する熱中症予防情報サイト等によって確認できます

※WBGT値とは…暑熱環境による熱ストレスの評価を行う暑さ指数のこと

#### 3 熱中症リスクの評価

… 作業の内容や作業場所の状況、服装、身体負荷等を勘案し、熱中症リスクの大きさを正しく見積もる

同じWBGT値であっても、作業の態様等によって熱中症の発症リスクは変動することがあります

#### 4 熱中症リスクの低減

… 熱中症リスクの程度に応じて、熱中症を防止するための適切な方法を検討し、対策を講じる

≫ 具体的な実施事項は  
次頁以降をチェック



## 管理体制

### ▶ 労働衛生管理体制の確立

- 熱中症予防管理者を選任※し、熱中症予防の責任体制を確立する
  - ※ 講習会の受講は必須ではありませんが、熱中症について十分な知識を有する人を選任すること

- 熱中症予防管理者の業務を確認する
  - (例) ・ 作業場所のWBGT基準値を決定する
  - ・ 朝礼時等に作業者の体調などを確認する
  - ・ 作業場所のWBGT値を把握する
  - ・ 職場巡視を行い、作業者へ水分・塩分の摂取状況を確認する

### ▶ 作業手順・作業計画の策定

- 夏季の暑熱環境下における作業に対する作業手順・作業計画を策定する
  - (例) ・ 作業内容等を十分に考慮した計画的な暑熱順化
  - ・ WBGT値に応じた十分な休憩時間の確保
  - ・ WBGT値が基準値を超える場合の作業中止

### ▶ 報告体制の整備 作業手順等の作成、周知

- 熱中症の疑いがある者を発見した場合の対応手順等について定め、関係作業者に周知する

一定の要件を満たす場合は**実施が義務**です  
詳細は4ページをチェック★

## 作業環境管理

### ▶ WBGT値の低減

- 熱中症リスクが高い場所のWBGT値を低減させる

過去に熱中症災害が発生した場所やWBGT値が基準値を超える場所等のWBGT値を低減させること

- (例) ・ 直射日光や照り返しを遮る遮り物の設置
- ・ 適度な通風又は冷房設備の設置
- ・ 既設の冷房設備等の機能の点検

### ▶ 休憩場所の整備

- 作業場所の近くに身体冷却等のできる休憩場所を確保する

- (例) ・ 足を伸ばして横になれる広さを確保する
- ・ 身体を冷やすための物品を設置する
- ・ 飲料水、塩飴等を備えつける
- ・ 熱中症の疑いがある者を発見した場合の対応手順等を掲示する

## 作業管理

### ▶ 暑熱順化

- 計画的に暑熱順化期間を設けること

暑熱順化とは… 身体を徐々に暑さに適応させること。

暑さに慣れると早く汗が出るようになり、体温の上昇を食い止めることができます。身体が暑さに慣れるまでは、7日以上暑熱順化期間(短時間の作業や軽作業から始め、作業時間や内容を調整しながら、身体を徐々に暑い環境に適応させる期間)を設けることが効果的です。

ただし、一度暑熱順化をしても、数日暑さから遠ざかると、順化の効果がなくなるため、長期連休明けなどには注意が必要です。

(例)



### ▶ 作業時間の短縮等

- ☑ 作業手順・作業計画に基づき熱中症予防対策を実施する

(例) ・こまめな休憩時間を確保し、連続作業時間を短縮する  
・WBGT値が基準値を大幅に超える場合は原則として作業を中止する  
・身体作業強度(代謝率レベル)が高い作業は避ける

### ▶ 服装による身体冷却

- ☑ 適切な衣服等を着用させる

透湿性・通気性の良い服装や、ファン付き作業服やアイスベスト等身体冷却機能のある服を着用させること

### ▶ 作業中の巡視

- ☑ 定期的に作業場所を見回り、作業員の健康状態等を確認する

水分・塩分の摂取状況や健康状態を確認し、熱中症の兆候がある者を発見した場合には速やかに作業を中断させること

### ▶ プレクーリング※

- ☑ プレクーリングを実施する

(例1) 体表面を冷却する方法  
…10~15℃の水に手足を10分間つける  
(例2) 体内から冷却する方法  
…冷水やアイスラリー(シャーベット)を飲む

※プレクーリングとは、作業開始前にあらかじめ深部体温を下げることで、作業中の体温の上昇を防ぐこと

### ▶ 水分・塩分の摂取

- ☑ 定期的な水分・塩分の摂取を徹底する

飲料水や塩飴等を備え付け、本人の自覚症状の有無に関わらず定期的に水分・塩分の摂取をさせること  
加齢や疾患によってのどの渇きを感じなくなることがあるので特に注意すること

### ▶ 業種・作業別の対応

- ☑ 業種や作業ごとに特徴を捉えた対策を講じること

(例) ・建設業(屋外作業) …勤務時間を繰り上げ、直射日光下での作業時間を短縮する  
・運送業 …自動車運転時に窓を開けるなどして車内外の温度差を小さくし、車内外を行き来する場合の負担を小さくする  
・重量物の運搬作業 …台車やリフターを利用する、複数人で作業するなど一人当たりの負担を小さくする

## 健康管理

### ▶ 健康診断結果に基づく対応

- ☑ 産業医等の意見を勘案して適切な措置を講じる

健康診断で異常の所見があると診断された者や、持病の治療中の者を就労させる場合には医師等の意見を基に適切な措置を講じること

### ▶ 日常の健康管理等

- ☑ 日常の健康管理について指導や健康相談等を行う

睡眠不足や体調不良など、熱中症の発症に影響を与える日常の健康管理について指導し、必要に応じて健康相談を行うこと

### ▶ 健康状態等の確認

- ☑ 作業開始前に健康状態等を確認する

当日の作業開始前に健康状態や暑熱順化の状況等を確認し、必要に応じて作業内容等の見直しを行うこと

## 労働衛生教育

### ▶ 熱中症にかかる労働衛生教育

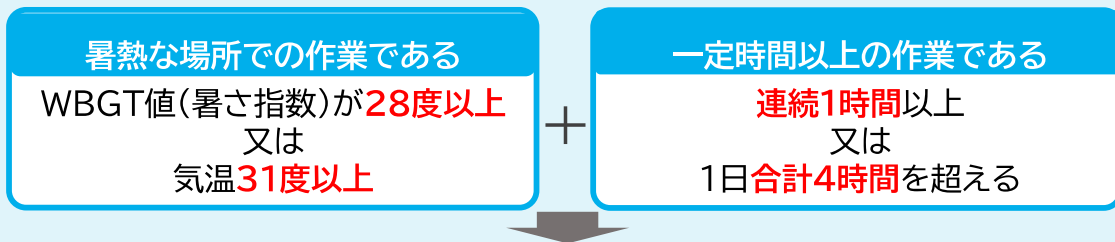
熱中症対策に関わる者(熱中症対策予防管理者、安全/衛生管理者、職長、作業従事者等)に対して、熱中症にかかる労働衛生教育を重点的に行うこと

### 注文者や作業場所管理事業者の方へ

熱中症の発症や重篤化を防ぐためにはこまめな休憩や水分補給が大切です。休憩場所の整備や余裕のある経費や工期等の設定等について配慮願います。



# 労働安全衛生規則(第612条の2)関係 < 必ず実施 >



## STEP1 報告体制の整備 熱中症の初期症状にすぐに気づくための体制を整える

### 報告を受ける者や連絡方法を定める

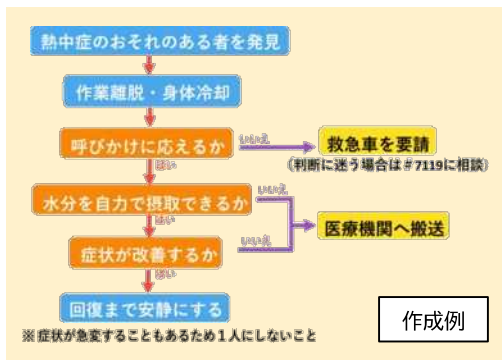
【その他】作業場所の状況に応じた方法を定めること

- 責任者等による作業場所の巡視
- 作業者同士が互いの健康状態を確認し合うバディ制の採用
- ウェアラブルデバイスの活用
- 責任者・労働者双方向の定期連絡の実施

責任者 (報告を受ける者)	(氏名) (電話)
救急車要請場所	(名称) 例: OO会社OO工場、OO建設の工場現場 (住所) (番地の無い現場の場合の目印) 例: OO公園の西側
医療機関	(名称) (電話) (住所)

## STEP2 実施手順の作成 熱中症が疑われる者が現れた場合の対応手順を定める

程度	症状	治療	症状者を発見した時の現場対応
I度 軽度	【意識障害はなく水分の経口摂取が可能】 めまい、立ちくらみ、生あくび、筋肉痛、 大量の発汗、筋肉の硬直(こむら返り)	通常は現場 で対応可能	症状が改善する場合には現場での 応急処置(作業離脱、水分・塩分 摂取、身体冷却)と見守りでOK
II度	【水分の経口摂取が困難】 頭痛、嘔吐、倦怠感、虚脱感、 集中力や判断力の低下	医療機関の 治療が必要	I度の症状が改善されないときや II度、IV度の症状が出現したとき はすぐに医療機関へ搬送する
III度 IV度 重度	【意識障害がある、高体温】 意識がない、痙攣発作、身体が熱い	入院治療が 必要	直ちに救急車を要請する



### 作成のポイント

熱中症の疑いがある者を発見したときに、何をすればいいかが一目で分かることが大切です。  
また、作成した手順書は一人一人に配布したり、休憩場所等に掲示したりすぐに確認できる状態にしましょう。

## STEP3 関係者への周知 作成した①報告体制、②実施手順を関係者に周知する

- 作業者が見やすい場所へ掲示する
- 文書で配布する
- メール等で送付する
- 朝礼時等に口頭で伝達する

周知すべき関係者には、自社の労働者だけでなく、同一作業場所で作業を行う一人親方などの作業従事者が広く含まれます



# 高年齢労働者の労働災害防止措置が努力義務になりました

令和8年  
4月から

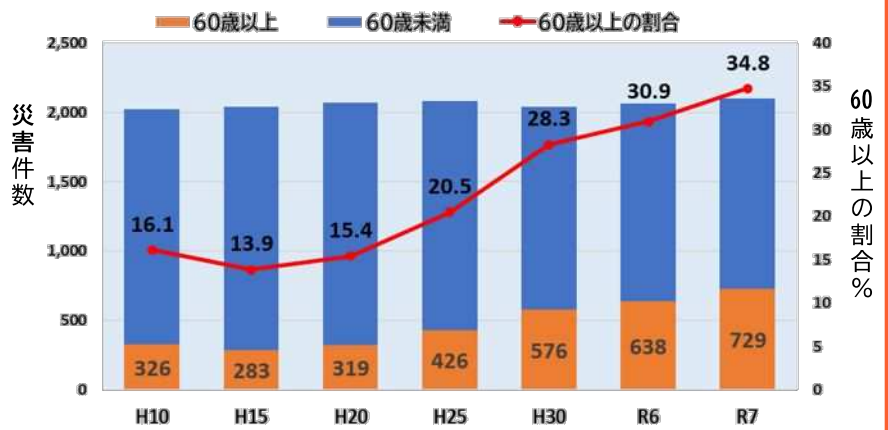
近年、労働災害による死傷者数のうち、60歳以上の労働者が占める割合は増加傾向にあります。高年齢者の就労が一層進むと予測される中、高年齢者が安心して安全に働ける職場環境を実現するために、労働安全衛生法が改正され、令和8年4月から高年齢労働者に対する労働災害防止措置が事業者の努力義務となりました。

## 福島県内の災害発生状況

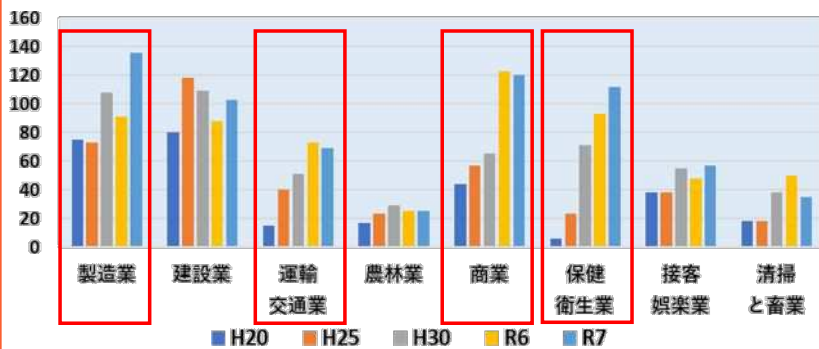
### 高年齢労働者の労働災害は全体の34.8%

- ◆ 令和7年の休業4日以上労働災害2097件のうち高年齢労働者の被災事例は729件。
- ◆ 全体に占める割合は34.8%となり、増加傾向が続いている。

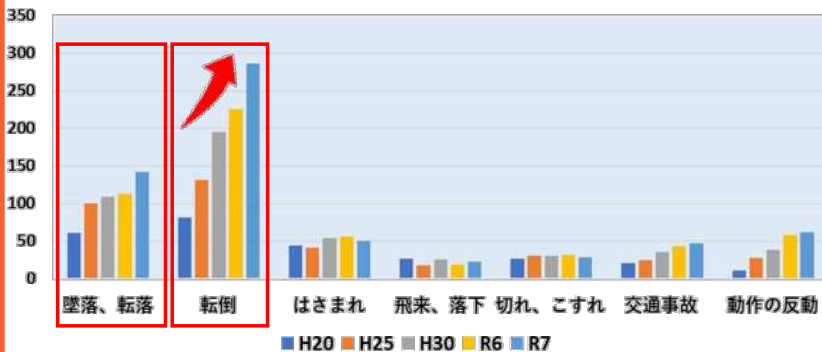
▽ 高年齢労働者の災害発生状況(休業4日以上)



▽ 業種別 高年齢労働者の災害発生件数



▽ 事故の型別 高年齢労働者の災害発生件数



- ◆ 業種別にみると 製造業・運輸交通業・商業・保健衛生業での発生件数が増加傾向
- ◆ 事故の型別でみると 「墜落、転落」・「転倒」の発生件数が増加傾向
- ◆ 特に、「転倒」災害の増加が著しい
- ◆ 災害に増加傾向がみられる業種のうち特に、製造業・商業・保健衛生業では全体の約半数近くを「転倒」災害が占める状況となっている
- ◆ 運輸交通業では、「墜落、転落」による災害が最も多くなっている

福島労働局では、最新の労働災害発生状況など様々な情報を発信中です



福島労働局HP



福島労働局公式X

令和8年  
4月から

# 高齢者の労働災害防止のための指針（概要）

労働安全衛生法の改正により、高齢者の特性に配慮した職場環境の改善や作業の管理を実施することが事業者の努力義務となりました。この指針は、高齢者の労働災害の防止を図るために、事業者が実施に努めなければならない措置について定めたものです。労働者とも協力しながら、高齢者が安心して安全に働くことのできる職場環境の実現に取り組みましょう。

## 事業者に求められる事項

### 1 安全衛生管理体制の確立等

- 経営トップによる方針の表明及び実施体制の明確化
- 委員会等での調査・審議
- リスクアセスメント※の実施



※ リスクアセスメントとは…  
災害事例やヒヤリハット事例から危険源を洗い出し、リスクの高さに応じて対策の優先順位を検討すること



参考：職場の安全サイト  
職場のヒヤリハット事例集

### 2 職場環境の改善

- 身体機能の低下を補う設備・装置の導入
- 高齢者の特性を考慮した作業管理（勤務形態の工夫、作業負担の考慮など）
- **熱中症対策**  
加齢により身体の調節機能等が低下することを踏まえた対策の実施



### 4 健康や体力の状況に応じた対応

- 健康や体力の状況に応じた業務内容の見直し
- 職場環境の整備、ルールづくり（治療と就業の両立支援なども含む）
- 心身の両面にわたる健康保持増進措置

### 3 健康や体力の状況の把握

- 健康診断や体力チェックを継続的に行い、健康や体力の状況を把握すること
- 健康や体力の状況に関する情報の取り扱い

### 5 安全衛生教育

- 高齢者に対する丁寧な教育  
写真や図、映像等の文字以外の情報も活用した教育の実施など
- 管理監督者や同僚労働者に対する教育  
加齢に伴う労働災害リスクの増大への対策についての教育など



### 労働者と協力して取り組む事項

個々の労働者は加齢による身体機能等の低下が労働災害のリスク増加の要因となり得ることを理解し、労使協力の下で取り組みを進めましょう



## 専門機関による支援の活用

高齢労働者の労働災害防止措置を講じるにあたっては、次のような、関係団体等が提供する各種支援対策を**無料**で活用することができます。

- ◇ 中央労働災害防止協会 <中小規模事業場安全衛生サポート事業>  
事業場に専門職員を派遣することによる個別相談など
- ◇ 福島産業保健総合支援センター/県内各地域産業保健センター  
事業場の産業保健スタッフに対する健康管理についての研修など

詳細は各機関の  
HPをチェック



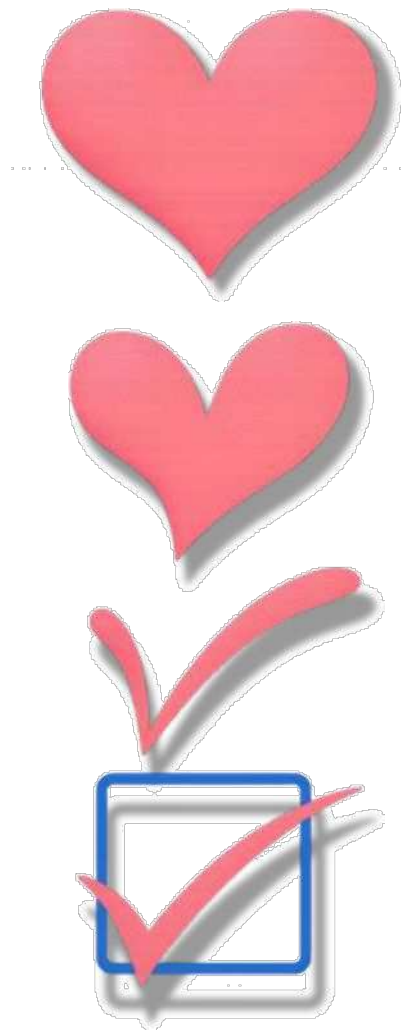
労働基準局広報キャラクター  
「たしかめたん」

労働者数50人未満の事業者の皆さまへ

# ストレスチェック が義務になります！

ストレスチェックは、2015年から、労働安全衛生法において実施が義務付けられています。（労働者数50人未満の事業場は、当分の間努力義務とされていました。）

今般、2025年5月に公布された改正労働安全衛生法により、労働者数50人未満の事業場にもストレスチェックの実施が義務化されました。（施行期日は公布後3年以内に政令で定める日）



ストレスは見えませんが、  
チェックしましょう。

## ストレスチェックって何ですか？

事業者による職場のメンタルヘルス対策の取組です。労働者にストレスの状況についての検査（ストレスチェック）を実施し、**本人のストレスへの気付き・セルフケア**を促すとともに、検査結果の集団ごとの集計・分析を通じて、**職場のストレス要因の改善**につなげることで、メンタルヘルス不調の未然防止を図る仕組みです。

# ストレスチェック制度に取り組む意義

- **労働者のメンタルヘルス不調の未然防止**が重要です。ひとたびメンタルヘルス不調にさせてしまうと、その病休期間は平均で約3か月、復職後に再び病休になる割合も約半数と、特に小規模事業場にとっては、**大きな人材の損失**となるほか、**経営上のリスク**につながってしまいます。
- また、ストレスチェック制度をはじめとした職場のメンタルヘルス対策に取り組むことで、働きやすい職場の実現を通じて、**生産性の向上や人材の確保・定着、企業価値の向上**といった持続的な経営につながります。特に、人材不足が課題となっている小規模事業場において、メリットも大きいと考えられます。
- こうした視点も踏まえて、事業者は、**職場のメンタルヘルス対策を経営課題として位置付け**、ストレスチェック制度にしっかり取り組んでいくことが重要です。



## 小規模事業場向けマニュアルに沿って、ストレスチェック制度を始めましょう

厚労省の「**小規模事業場ストレスチェック制度実施マニュアル**」は、50人未満の事業場に即した、労働者のプライバシーが保護され、現実的で実効性のある実施体制・実施方法を示したマニュアルです。（令和8年2月公表）

まずは、厚労省ホームページをチェックしましょう。  
※**マニュアルの簡略版（スタートガイド）**もあります



厚労省HP  
(ストレスチェック)



### 専門スタッフの支援

厚労省が設置する都道府県の**産業保健総合支援センター**では、メンタルヘルス対策の専門スタッフ（社労士、心理職、保健師等）による、研修、相談、**事業場への訪問による制度導入支援**等の支援メニューが無料で受けられます。



都道府県  
さんぽセンター



### サポートダイヤル

**ストレスチェック制度サポートダイヤル**では、ストレスチェック制度の導入・実施についてのご相談に専門スタッフがお答えします。

電話番号：  
0570-031050  
(全国统一ナビダイヤル)

受付時間：  
平日10時～17時  
(土日祝日、年末年始は除く)

※ 運営は厚労省所管の独立行政法人  
労働者健康安全機構

### 「こころの耳」

厚労省が運営するメンタルヘルスポータルサイト「**こころの耳**」では、ストレスチェック制度の実施に役立つ情報（メンタルヘルス対策の学習動画や、**中小企業における取組事例**など）を広く掲載しています。



ポータルサイト  
「こころの耳」



# 労働者死傷病報告の報告事項が改正され、 電子申請が義務化※されます

令和7年（2025年）1月1日施行

労働者が労働災害等により死亡し、又は休業したときには、事業者は所轄の労働基準監督署に労働者死傷病報告を提出しなければなりません（労働安全衛生規則第97条）。

今般、労働者死傷病報告の報告事項について、災害発生状況をよりの確に把握すること等を目的として、以下のとおり改正します。

※ 経過措置として、当面の間、電子申請が困難な場合は書面による報告が可能です。

## 主な改正内容

これまで自由記載であった①、②、③、⑤について該当するコードから選択できるようになり、④については留意事項別に記入できるように記入欄が5分割されました。

The image shows a screenshot of the '労働者死傷病報告' (Laborer Death, Injury, and Disease Report) form. The form is divided into several sections. Callout 1 points to the '事業の種類' (Type of Business) field, which is a grid of boxes for selecting a business category. Callout 2 points to the '被災者の職種' (Occupation of the Victim) field, also a grid of boxes. Callout 3 points to the '傷病名及び傷病部位' (Name and Location of Injury/Disease) field, which is a grid of boxes. Callout 4 points to the '災害発生状況及び原因' (Disaster Occurrence Status and Cause) field, which is a large text area divided into five columns. Callout 5 points to the '国籍・地域及び在留資格' (Nationality, Region, and Status of Residence) field, which is a grid of boxes.

### ①事業の種類

日本標準産業分類から該当する細分類項目を選択してください。  
(例) 製造業>食品品製造業>水産食料品製造業>水産缶詰・瓶詰製造業

### ②被災者の職種

日本標準職業分類から該当する小分類項目を選択してください。  
(例) 生産工程従事者>製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)>食品品製造従事者

### ③傷病名及び傷病部位

該当する傷病名及び傷病部位を選択してください。  
(例) 傷病名: 負傷>切断  
傷病部位: 頭部>鼻

### ④災害発生状況及び原因

5つの記入欄にそれぞれ記入してください。

### ⑤国籍・地域及び在留資格

該当する国籍・地域及び在留資格を選択してください。

※電子申請義務化に伴う略図の取扱いについて  
従前の手書きでの作成とは異なり、イラスト等の「略図」のデータを添付してください。「略図」を手書き等で作成後、携帯電話等で写真を撮ってそのデータを添付していただいても構いません。

電子申請に当たっては

# 労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷 に係る入力支援サービス

をご活用ください

電子申請に当たっては、【労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス】をご活用いただくことでスムーズに申請できます。



厚生労働省ポータルサイト「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」は、企業の皆様が所轄の労働基準監督署に行う届出の作成を支援します。

届出する帳票の作成・印刷のほか、ガイダンスに基づき入力した情報をe-Govを介して直接電子申請することが可能です。

また、入力した情報はお使いの端末に保存できますので、作業の一時中断や、再申請などの場合に再利用が可能です。

※ 令和7年1月1日より、以下の報告も電子申請が義務化されます。これらの報告にも、入力支援サービスをご活用ください。

- 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告
- 事業の附属寄宿舍内での災害報告

＼スマートフォンからの電子申請も可能です／  
入力支援サービスを活用した電子申請はこちらから▶  
厚生労働省HPにリンクします



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省

・都道府県労働局・労働基準監督署

Ministry of Health, Labour and Welfare

# 労働安全衛生法及び作業環境測定法 改正の主なポイントについて

令和8(2026)年1月1日から段階的に施行※されます

※一部は公布日(令和7年5月14日)に施行済み

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進や、職場のメンタルヘルス対策の推進などの措置を行う改正を行いました。

## 1 個人事業者等の安全衛生対策の推進

労働者と同じ場所で働く個人事業者等を労働安全衛生法による保護の対象及び義務の主体として位置づけ、注文者等や個人事業者等自身が講ずべき各種措置を定めました。

### (1) 注文者等の配慮

R7.5.14 施行

労働安全衛生法第3条第3項に規定されている注文者などへの注文時の施工方法や工期などに対する配慮規定について、今回の法改正により、こうした規定が建設工事以外の注文者にも広く適用されることを明確化しました。

### (2) 混在作業場所における元方事業者等への措置義務対象の拡大

R8.4.1 施行

(特定)元方事業者が混在作業場所において、自社及び関係請負人等に雇用されている労働者の災害防止のために講ずべき必要な指導や連絡調整等の措置について、その対象が当該労働者から個人事業者等を含む作業従事者に拡大されました。

また、政令で定められた機械等または建築物を他の事業者に貸与する者が災害防止のために講ずべき措置について、個人事業者等に貸与する場合にも当該措置を講ずることとされました。

### (3) 業務上災害報告制度の創設

R9.1.1 施行

個人事業者等の業務上災害が発生した場合には、災害発生状況などについて、厚生労働省に報告させることができることとしました。

報告主体や報告事項などの報告の仕組みの詳細は今後、関連する法令等により示すこととしています。

### (4) 個人事業者等自身への義務付け

R9.4.1 施行

個人事業者等自身に対して、労働者と同一の場所において作業を行う場合に、①構造規格や安全装置を具備しない機械などの使用の禁止、②特定の機械などに対する定期自主検査の実施、③危険・有害な業務に就く際の安全衛生教育の受講などを義務付けることとしました。

作業場所管理事業者(仕事を自ら行う事業者であって、当該仕事を行う場所を管理するものをいいます。)に対して、その管理する場所において、自社または請負人の作業従事者のいずれかが、危険・有害な業務を行う場合に、災害防止の観点から、作業間の連絡調整等の必要な措置を講ずることが義務付けられました。

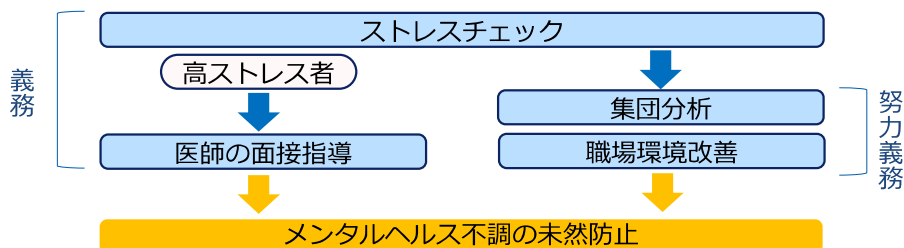
## 2 職場のメンタルヘルス対策の推進

公布後3年以内に政令で定める日から施行

ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている常用労働者数50人未満の事業場においても、ストレスチェックや高ストレス者への面接指導の実施が義務付けられました。

国においても小規模事業者が円滑に制度改正に対応できるよう、50人未満の事業場に即したストレスチェックの実施体制・実施手法についてのマニュアルの作成や、医師による高ストレス者への面接指導の受け皿となる地域産業保健センター(地さんぽ)の体制拡充などの支援を進めていきます。

【ストレスチェック制度の流れ】

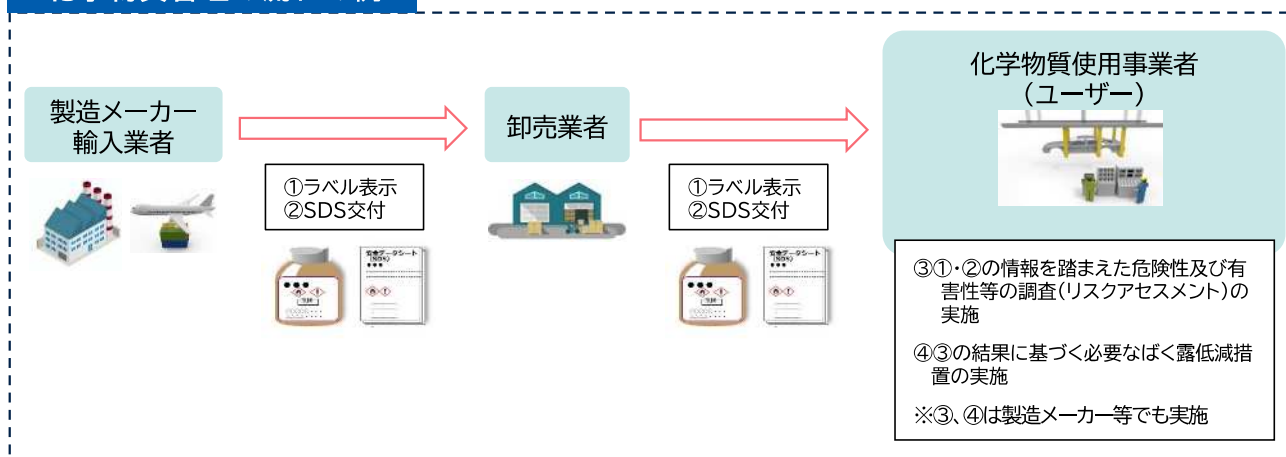


## 3 化学物質による健康障害防止対策等の推進

### (1) 危険性及び有害性情報の通知制度の履行確保 公布後5年以内に政令で定める日から施行

化学物質の譲渡・提供時における危険性及び有害性情報の通知(SDS:安全データシートの交付)の履行確保のため、通知義務違反に対する罰則が新たに設けられるとともに、通知事項を変更した場合の再通知が義務化されました。

化学物質管理の流れの例



## (2) 営業秘密である成分に係る代替化学品名等の通知

R8.4.1 施行

SDSについて、化学物質の成分名に企業の営業秘密情報が含まれる場合においては、有害性が相対的に低い化学物質に限り、通知事項のうち成分名について、代替化学名等(※)での通知が認められることとなりました。

なお、代替化学名等での通知を行った事業者は実際の成分名等の情報についての記録・保存が義務付けられました。

また、当該事業者は医師が診断及び治療のために成分名の開示を求めた場合は、直ちに成分名の開示を行うことが義務付けられました。

※代替化学名等:当該成分の化学名における成分の構造または構成要素を表す文字の一部を省略・置き換えた化学名などを言いますが、詳細な代替化学名等の表示方法などについては国が指針を定める予定です。

なお、非開示とできるのは成分名のみであり、人体に及ぼす作用、講ずべき措置等については非開示は認められません。

## (3) 個人ばく露測定の精度担保

R8.10.1 施行

危険有害な化学物質を取り扱う作業場の作業環境に関して、その場所で働く労働者が化学物質にばく露している程度を把握するために行う個人ばく露測定について、その測定精度を担保するため、個人ばく露測定を作業環境測定の一部として位置づけ、有資格者(必要な講習を受講した作業環境測定士など)が作業環境測定基準に従って行うことが義務となりました。

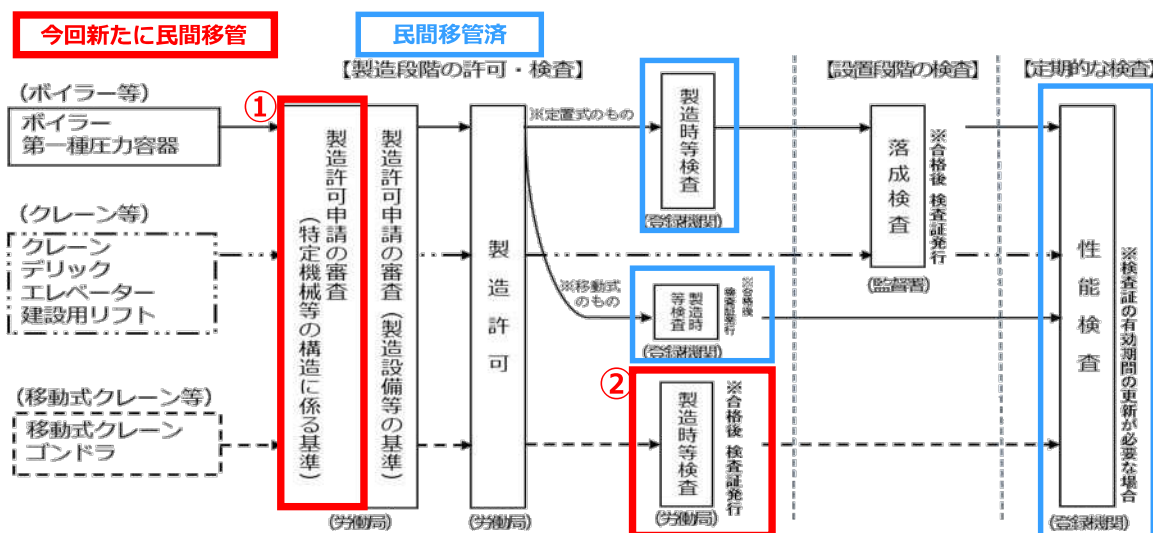
# 4 機械等による労働災害防止の促進等

## (1) 特定機械等の製造許可及び製造時等検査制度の見直し

R8.4.1 施行

危険な作業を必要とする特定機械等(ボイラー、クレーンなど)に対して義務付けられている製造許可や製造時等検査などの制度について、

- ① 製造許可申請の審査のうち、特定機械等の設計が構造規格に適合しているかの審査について、登録を受けた民間機関が行うことが可能となりました。
- ② 製造時等検査の対象となる機械のうち、移動式クレーン及びゴンドラについても登録を受けた民間機関が検査を行うことが可能となります。あわせて、特定機械等の製造時等検査・性能検査や、個別検定・型式検定について基準を定め、登録機関がこの基準に従って検査・検定を行わなければならないこととされました。



## (2) 特定自主検査及び技能講習の不正防止対策の強化

R8.1.1 施行

フォークリフトなどの一定の機械に対して義務付けられている特定自主検査について、基準を定め、登録検査業者はこの基準に従って検査を行わなければならないこととされました。

また、フォークリフトの運転業務などの業務に従事するために必要な技能講習について、不正に技能講習修了証やこれと紛らわしい書面の交付を禁止するとともに、不正を行った場合の回収命令、欠格期間の延長が規定されました。

## 5 高年齢労働者の労働災害防止の推進

R8.4.1 施行

高年齢労働者の労働災害の防止を図るため、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講ずることが事業者の努力義務となりました。

また、国において、事業者による措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を定めることとしており、事業者の方には、指針に基づいた取り組みを行っていただく必要があります。

加えて

「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」も改正されました

## 6 治療と仕事の両立支援の推進

R8.4.1 施行

職場における治療と仕事の両立を促進するために必要な措置を講じることが事業者の努力義務となりました。

また、国において、当該措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を定めることとしており、事業者の方には、指針に基づいた取り組みを行っていただく必要があります。

改正安衛法等に係る特設ページ  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/anken/an-eihou/index\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anken/an-eihou/index_00001.html)



安全衛生政策全般の紹介  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/anzen/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/index.html)



# 病気を抱える労働者の 治療と就業の両立支援 が努力義務になります！

改正労働施策総合推進法（令和7年法律第63号）により、令和8年4月1日から、職場における治療と就業の両立支援の取組が、事業主の努力義務になります。

治療と就業の両立支援指針（令和8年厚生労働省告示第28号）を踏まえ、社内の環境整備や必要な両立支援の措置を講ずることが求められます。



## 病気を抱える労働者の状況



がん等の病気を抱える労働者の中には、職場の理解や支援体制が十分でなく、就業をあきらめてしまうケースが少なくありません。

今後、高齢者の就労の増加等を背景に、どの職場でも、病気を治療しながら仕事をする労働者は増えていきます。

## 治療と就業の両立支援とは



大切な人材が病気になっても、治療を受けながら安心して働き続けられるよう支援するため、本人からの相談に応じ、適切に対応できる体制・環境を整備し、必要な就業上の調整や配慮を行う取組です。

## 両立支援に取り組む意義



労働者の健康確保及び就業継続とともに、社員全体の安心感やモチベーションの向上による人材の定着、生産性の向上といった企業の成長につながります。

# 指針と支援ツールを活用して、できる取組から始めましょう

## 治療と就業の両立支援指針

### 留意事項

- 労働者本人の申出
- 労働者との十分な話し合い、上司・同僚の理解
- 個人情報の保護

### 両立支援を行うための環境整備

- トップの方針表明
- 研修等を通じた意識啓発
- 相談窓口の明確化・社内の支援体制の整備
- 休暇制度・勤務制度の整備（例：時間単位の有給休暇、病気休暇、時差出勤、テレワーク、短時間勤務等）

### 個別の両立支援の進め方

様式例の活用による、主治医や産業医等と連携した支援フロー

様式例：  
「勤務情報提供書」  
「主治医意見書」  
「両立支援カード」  
「両立支援/職場復帰支援プラン」

#### ③ 両立支援プランの作成

就業継続の可否や就業上の措置等は、主治医意見書を基に、産業医等の意見を踏まえ、労働者と十分話し合った上で、事業主が最終的に決定。



## 両立支援ナビをチェック



厚労省の運営するポータルサイト「**治療と仕事の両立支援ナビ**」では、

- ・指針に沿った取組の実践的ガイダンス
- ・企業の取組事例

など総合的な情報提供を行っていますので、参考にしてください。



## 両立支援コーディネーター



社内での相談窓口、両立支援の調整役となる人材を育てましょう。

**両立支援コーディネーター養成研修**はウェブで無料で受けることができますので、人事労務担当者や産業保健スタッフを受講させるといいでしょう。



## 専門スタッフの支援を活用



都道府県**産業保健総合支援センター**では、両立支援の専門スタッフ（社労士、心理職、保健師等）が配置されており、

- ・研修、相談、**事業場への訪問による制度導入支援**
- ・事業主と労働者との個別の両立支援の調整及び両立支援プランの作成支援等支援が無料で受けられます。



## 地域の支援情報



都道府県労働局に設置されている「**地域両立支援推進チーム**」では、自治体や地域の支援機関等と連携して、

- ・両立支援のイベントの実施
- ・事業主等が活用可能な**各地域における支援事業の情報**の提供等を行っています。

# 「令和8年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

- 高年齢労働者の労働災害防止のための設備改善や専門家による指導など経費の一部を補助します。
- 高年齢労働者の雇用状況や対策・取組の計画を審査の上、効果が期待できるものについて、補助金を支給します。全ての申請者に補助金が交付されるものではありません。
- 申請の前に、[本リーフレットのほか、必ずホームページに掲載したQ&Aもご確認ください。](#) →



**補助金申請受付期間 令和8年5月20日(水)～10月31日(土)**

**ただし、専門家総合対策コースの第1段階の申請期限は8月31日(月)**

**【注意】 予算額に達した場合は、受付期間の途中であっても申請受付を終了することがあります。**

次のいずれも満たす中小企業事業者が対象です(中小企業事業者の範囲は5ページの【参考】を参照)。

- ・ 1年以上事業を実施していること
- ・ 役員を除き、自社の労災保険適用の高年齢労働者(60歳以上)が常時1名以上就労していること

## I 専門家総合対策コース(職場環境改善・運動指導等) 以下の第1段階と第2段階に分かれた申請となります。

### 第1段階

**A.労働安全衛生に係る専門家による  
リスクアセスメントの実施**

**【補助対象】**

労働安全衛生に係る外部専門家による、高年齢労働者の特性に配慮したリスクアセスメントを受けるに当たって必要な経費

**補助率：4/5**

**上限額：100万円**

(B、Cの間接補助金額を含む)  
(消費税を除く)

※外部専門家の代わりに、自社の安全衛生担当者によるリスクアセスメントを実施し、その結果を踏まえて、右記の第2段階の申請から行うことも可能です(その場合は第1段階の申請は不要です)。

第1段階の申請期間は、  
令和8年8月31日までと  
なっております。  
ご注意ください。



### 第2段階

**B.リスクアセスメント結果を踏まえた高年齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策(熱中症対策は除く)**

**【補助対象】**

リスクアセスメント結果を踏まえた高年齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策に要する経費(対象の高年齢労働者(役員、派遣労働者を除く)が補助対象に係る業務に就いていること。)

**補助率：1/2**

**上限額：100万円(A、Cの間接補助金額を含む。)**

(消費税を除く)

### 第2段階

**C.リスクアセスメント結果を踏まえた高年齢労働者を含む全ての労働者の転倒防止・腰痛予防のための運動指導等の取組**

**【補助対象】**

リスクアセスメント結果を踏まえた労働者の身体機能低下による転倒や腰痛を防止するため、専門家等による身体機能のチェック及び運動指導等に要する経費(役員、派遣労働者を除く労働者に対する取組に要する経費に限ります。)

**補助率：1/2**

**上限額：100万円(A、Bの間接補助金額を含む)**

(消費税を除く)

## II 熱中症対策コース

**【補助率：1/2 上限額100万円(消費税を除く)】**

**【補助対象】**

暑熱な環境による熱中症予防対策として身体機能の低下を補う装置・装備の導入に要する経費

## III コラボヘルスコース

**【補助率：3/4 上限額30万円(消費税を除く)】**

**【補助対象】**

コラボヘルス等の労働者の健康保持増進のための取組(保険者への健康診断結果のデータ提供を含む)に要する経費

# 専門家総合対策（職場環境改善・運動指導等） コースの補助金申請の流れ

■ は事業者が実施します。 ■ は専門家が実施します。 ■ は事務センターが実施します。

第1段階

第2段階

精算関係

【リスクアセスメントを自社で実施する場合】

約2カ月

必ず⑩の後に開始

① 事業者において、自社の安全衛生担当者等によりリスクアセスメントを実施し、⑦の交付申請書提出へ

⑦ 事業者が交付申請書類を提出（⑥のリスクアセスメント結果をもとに、労働災害防止対策の実施計画や見積等を添付）

⑧ 審査

⑨ 交付決定

⑩ 事業者が業者に発注（労働災害防止対策関係）

⑪ 補助対象の取組（機器等の導入・工事の施工、運動指導等）の実施、完了

⑫ 事業者が支払請求書類を提出

⑬ 補助金確定

⑭ 補助金支払

【リスクアセスメントを外部専門家に依頼する場合】

約1カ月

必ず③の後に開始

① 事業者が交付申請書類を提出（リスクアセスメント実施計画や経費の見積等を添付）

② 審査

③ 交付決定

④ 事業者が業者に発注（リスクアセスメント関係）

⑤ 専門家がリスクアセスメントを実施・完了

⑥ 専門家がリスクアセスメント実施結果書を事業者が発行

労働災害防止対策関係を実施しない

労働災害防止対策関係が不交付決定

「リスクアセスメント関係」のみの精算を行ってください

※ 安全衛生の専門家にリスクアセスメントを依頼する場合は、「リスクアセスメント関係」と「労働災害防止対策関係」について、それぞれ交付申請が必要です（それぞれ審査、交付決定の手続があります）。

※ 補助金の支給請求（経費の精算）は、「⑫ 事業者が支払請求書類提出」の際に、「リスクアセスメント関係」と「労働災害防止対策関係」の書類を一括して提出してください。なお、「⑥ 専門家がリスクアセスメント実施結果証明書を事業者が発行」後に、労働災害防止対策関係の取組を実施しないことにした場合や、「⑧ 審査」の結果、労働災害防止対策関係の補助について不交付の決定をされた場合は、「リスクアセスメント関係」のみ補助金の支払請求（精算）を行ってください。

## 熱中症対策コース、コラボヘルスコースの補助金申請の流れ

■ は事業者が実施します。 ■ は事務センターが実施します。

約2カ月

必ず③の後に開始

① 事業者が交付申請書類を提出

② 審査

③ 交付決定

④ 事業者が業者に発注

⑤ 補助対象の取組（熱中症対策、コラボヘルス）の実施、完了

⑥ 事業者が支払請求書類を提出

⑦ 補助金確定

⑧ 補助金支払

### ※共通の注意事項※

- この補助金の交付を受けるためには、補助金の交付申請後、審査を経て「交付決定」された後に、決定に従って取組を開始（専門家による指導、機器の購入、設備等の工事を発注）していただく必要があります。交付決定日より前に取組を開始（発注）していた場合は、補助金をお支払いすることができませんので十分注意してください。
- また、交付決定を受けた取組のすべてが完了する前（着手時点など）に業者等に代金等を支払った場合（いわゆる「前払い」）についても、補助金をお支払いすることができません。交付決定を受けた取組のすべてが完了した後に業者に代金等を支払い、その上で、期限までに実施報告と補助金の支払い申請を行ってください。

- 60歳以上の高年齢労働者が安全に働くことができる環境の整備のため、労働安全衛生に係る専門家等による、高年齢労働者の特性を考慮したリスクアセスメントを受けるに当たって必要な経費と、その結果を踏まえ実施する優先順位の高いリスクの低減措置（機器等の導入や工事の施工等）及び専門家（※）による身体機能のチェック及び専門家による運動指導に要する経費を補助します。

## 第1段階（労働安全衛生の専門家によりリスクアセスメントを実施する場合）

※ 労働安全衛生の専門家とは・・・労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント、労働災害防止団体法（昭和39年法律第118号）第12条に規定する安全管理士又は衛生管理士

### A. 労働安全衛生に係る専門家によるリスクアセスメントの実施

労働安全衛生に係る専門家による、高年齢労働者の特性を考慮したリスクアセスメントを受けるに当たって必要な経費を補助します。



・高年齢労働者の具体的な労働災害防止対策が分からない。  
・リスクアセスメントの正しい実施方法が分からない。

・高年齢労働者の特性に配慮したリスクアセスメントを実施し、その結果を踏まえた優先順位の高い労働災害防止対策を提案します。



リスクアセスメントの様式はHPに掲載しております。

HPの参考資料をご参照ください→



外部専門家の代わりに、自社の安全衛生担当者等（安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者等。事業主が兼任可能）によるリスクアセスメントを実施して、その結果を踏まえて、以下の第2段階の申請を行うことも可能です。この場合は、第1段階の申請はできませんので、第2段階から申請してください。

## 第2段階（職場環境改善の取組）

### B. リスクアセスメントの結果を踏まえた高年齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策に要する経費

● 具体的には、次のような労働災害防止対策の取組が対象となります ●

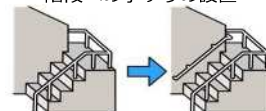
#### （ア） 転倒・墜落災害防止対策

- ◆ 作業場所の床や通路のつまずき防止のための対策（作業場所の床や通路の段差解消）
- ◆ 作業場所の床や通路の滑り防止のための対策（水場等への防滑性能の高い床材・グレーチング等の導入、凍結防止装置の導入）
- ◆ 転倒時のけがのリスクを低減する設備・装置の導入
- ◆ 階段の踏み面への滑り防止対策
- ◆ 階段への手すりの設置
- ◆ 高所作業台の導入（自走式は含まず。床面から2m未満の物）

労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を防止しましょう 🔍 検索

(URL <https://www.mhlw.go.jp/content/001101299.pdf>)

階段への手すりの設置



転倒防止対策リーフレット



従業員通路への凍結防止装置の導入



水場における防滑性能の高い床材等の導入



#### （イ） 重量物取扱いや介護作業における労働災害防止対策（動作の反動・無理な動作対策）

- ◆ 不自然な作業姿勢を解消するための作業台等の設置
- ◆ 重量物搬送機器・リフトの導入（乗用タイプは含まず）
- ◆ 重筋作業を補助するアシストスーツの導入
- ◆ 介護における移乗介助の際の身体的負担を軽減する機器の導入
- ◆ 介護における入浴介助の際の身体的負担を軽減する機器の導入
- ◆ 介護職員の身体の負担軽減のための介護技術（ノーリフトケア）の修得のための教育の実施

重量物搬送機器の導入



アシストスーツの導入



移乗介助サポート機器の導入



#### （ウ） その他の高年齢労働者の労働災害防止対策

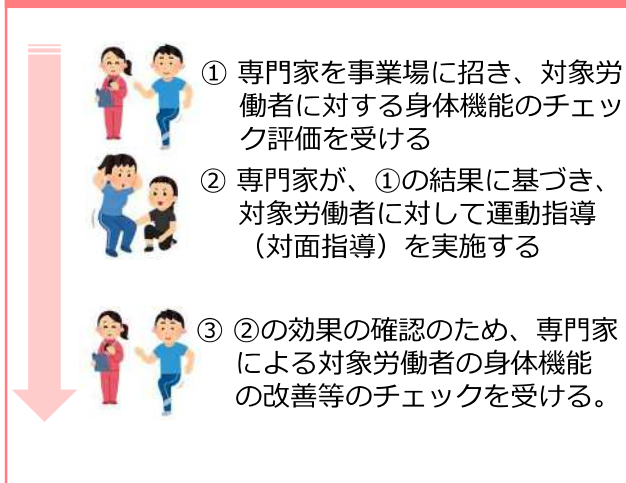
- ◆ 業務用車両への踏み間違い防止装置の導入

- ★ 対象の高年齢労働者が補助対象に係る業務に就いていることが条件です。
- ★ 個人が着用する機器や装備（例えばアシストスーツ等）の導入については、対策に関わる高年齢労働者の人数分に限り補助します。
- ★ 機器を複数の作業場所で利用する場合でも、補助は機器を使用する高年齢労働者の人数分が上限となります。

## 第2段階（運動指導等の取組）

### C. リスクアセスメントの結果を踏まえた高齢労働者を含む全ての労働者の転倒防止・腰痛予防のための運動指導等の取組に要する経費

#### 補助対象となる取組



※ 専門家とは・・・理学療法士、健康運動指導士等

#### ※注意事項※

- ・転倒防止、腰痛予防について、それぞれ申請様式が違います。また、①の指定チェック項目も違いますので様式等をご確認ください。
- ・補助対象となる取組について、左記の①～③をすべて実施していただく必要があります。
- ・①や②を複数回実施する場合も補助対象となります。（例えば、①を1回実施後、②を3回実施し、最後に③をした場合、全ての取組が補助対象となります。）
- ・①～③の実施について、安全性を確保するため、専門家との対面による実施に限ります（オンラインによる実施は補助対象外です。）。
- ・物品の購入（動画の作成を含む）は認められません。
- ・支払請求書類等を提出いただく際は、交付申請のとおり実施した証明として、実施状況がわかる写真や身体機能のチェック結果の写し（10名分）を提出していただきますので、実施の際は記録やそれらの記録の紛失が無いように、ご注意ください。
- ・運動指導（転倒防止）申請にあたり、必須となる転倒等評価セルフチェック票はエイジフレンドリー補助金HP→に掲載しています。（参考資料をご参照ください）



- 労働者の身体機能低下による転倒災害や腰痛災害（行動災害）を防止するため、専門家（※）による身体機能のチェック及び専門家による運動指導に要する経費を補助します（役員を除き、自社の労災保険適用労働者に対する取組に限ります）

### C. 労働安全衛生の専門家による安全衛生教育の取組

- 労働安全衛生の専門家を活用し、高齢労働者の特性を踏まえた安全衛生教育の受講に当たって必要な経費を補助します。

※ 労働安全衛生の専門家とは・・・労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント、労働災害防止団体会法（昭和39年法律第118号）第12条に規定する安全管理士又は衛生管理士 等

## II 熱中症対策コース 【対象：60歳以上の労働者】

60歳以上の高齢労働者が安全に働けるよう、暑熱な環境による熱中症予防対策として身体機能の低下を補う装置（機器等の導入・工事の施工等）の導入に要する経費を補助対象とします

### 補助対象

- ◆ 屋外作業等における体温を下げるための機能のある服や、スポットクーラー等、その他労働者の体表面の冷却を行うために必要な機器の導入

- ◆ 屋外作業等における効率的に身体冷却を行うために必要な機器の導入

→屋外作業等とは、屋外もしくは、労働安全衛生規則第606条の温湿度調整を行ってもなお室温31℃又は湿球黒球温度(WBGT) 28℃を超える屋内作業場での作業をいいます。

（温湿度調整を行っても、室温31℃又は湿球黒球温度(WBGT)28℃を下回らないことを説明いただく必要があります。

例えば、炉があるため空間全体での温湿度調整ができない等の理由が考えられます）

#### 【体表面の冷却を行うために必要な機器の具体例】

- ・体温を下げるための機能のある服や装備
- ・作業場又は休憩場所に設置する移動式のスポットクーラー  
（熱排気を屋外等へ逃がすことができるもの、標準使用期間が5年以上のものに限る 等）

#### 【効率的に身体冷却を行うために必要な機器の具体例】

- ・アイススラリー又は保冷剤を冷やすための専用の冷凍ストッカー  
（アイススラリー又は保冷剤を保冷できる機器で、最大は400Lまで）

※アイススラリー、スポーツドリンク、保冷剤等は対象となりません。

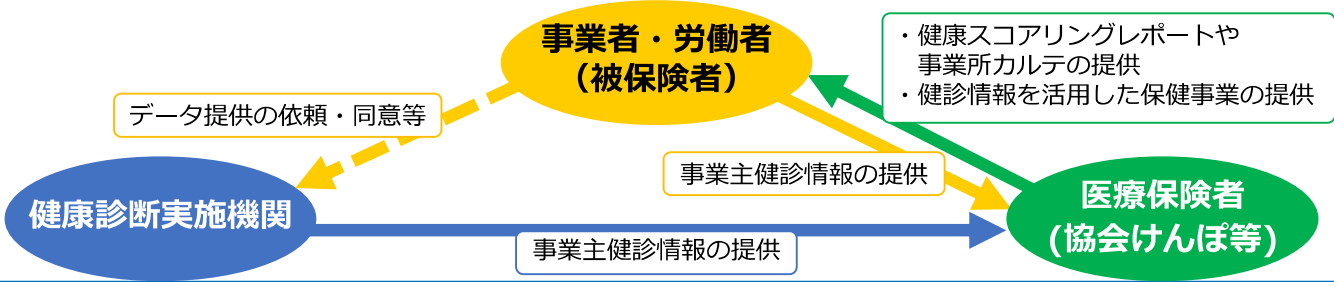
- ◆ 熱中症の初期症状等の体調の急変を把握できる小型携帯機器（ウェアラブルデバイス）による健康管理システムの導入

（使用者本人のみに通知があるものではなく、通信機能により集中的な管理ができる機能を備えるもの。なお、ウェアラブルデバイスは熱中症に関する異常を感知することを目的とし、深部体温を推定できる機能を有するものに限る）



**事業主健診情報が保険者に提供されていることが補助の前提です**

コラボヘルス：医療保険者と事業者が積極的に連携し、明確な役割分担と良好な職場環境のもと、労働者に対する健康づくりを効果的・効率的に実行すること。



申請に当たって必要な資料

- ①：医療保険者から提供される「健康スコアリングレポート」や「事業所カルテ」の写し
  - ※ 1：申請企業・法人名の記載があるもの
  - ※ 2：労働者数が少ない等で「事業所カルテ」等の提供を受けられない場合は、**健診結果を保険者に提供することについての、健診機関への同意書・契約書**などを提出いただく必要があります。詳細はHPをご確認ください。
- ②：取組内容がわかる資料  
研修資料や、システムの詳細等を示した資料が必要です。詳細はHPをご確認ください。

補助対象となる取組	取組の詳細	備考・注意点
健康教育・研修等	健康診断結果等を踏まえた禁煙指導、メンタルヘルス対策等の健康教育、研修等 ※ メンタルヘルス対策は健康スコアリングレポート等に基づく他の健康教育等とセットで申請する必要あり ※ 腰痛予防を目的とした運動指導は別コース	・産業医、保健師、精神保健福祉士、公認心理師、労働衛生コンサルタント等によるもの ・専門家との対面による実施に限ります（オンライン開催不可）。
システムの導入	健康診断結果等を電磁的に保存及び管理を行い、事業所カルテ・健康スコアリングレポートの活用等によりコラボヘルスを推進するためのシステムの導入	・システム導入の初期経費のみ ・PCの購入は対象外
栄養・保健指導	栄養指導、保健指導等の労働者への健康保持増進措置	・健康診断、歯科健康診断、身体機能のチェックの費用は対象外 ・専門家との対面による実施に限ります（オンライン開催不可）。

**【参考】エイジフレンドリー補助金の申請対象となる中小企業事業者の範囲**

業 種		常時使用する労働者数 ※ 1	資本金又は出資の総額 ※ 1
小売業	小売業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	医療・福祉（※ 2）、宿泊業、娯楽業、教育・学習支援業、情報サービス業、物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業、金融業、保険業など	300人以下	3億円以下

※ 1 常時使用する労働者数、または資本金等のいずれか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります。  
 ※ 2 医療・福祉法人等で資本金・出資がない場合には、労働者数のみで判断することとなります。

交付申請書受付期限 令和8年10月31日(当日消印有効)  
※専門家総合対策コースの第1段階の申請期限は8月31日

支払請求書受付期限 令和9年1月31日(当日消印有効)

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会  
「エイジフレンドリー補助金事務センター」  
(ホームページ <https://www.jashcon-age.or.jp>)

関係書類  
送付先

申請書類は郵送またはJグランツで申請ください(メールでの申請はできません)  
(郵送の場合) 〒105-0014 東京都港区芝1-4-10 トイヤビル5階  
エイジフレンドリー補助金事務センター  
(Jグランツの場合) <https://www.jgrants-portal.go.jp/>  
交付申請書類は「申請担当」宛へ、支払請求書類は「支払担当」宛へお送りください  
封筒に消印が確認できない料金別納・料金後納や、受付日の確認できない宅配便では  
送付しないでください。

お問合せ先

申請担当	支払担当
電話: 03(6381)7507 FAX: 03(6809)4086	電話: 03(6809)4085 FAX: 03(6809)4086

受付時間

平日10:00~12:00/13:00~15:00  
(土日祝休み、平日12:00~13:00は電話に出ることができません)  
<8月10日~8月14日(夏季休暇)、12月29日~1月3日(年末年始)を除く>

参考: 高齢者の労働災害防止のための指針 ポイント  
(令和8年4月1日から適用)



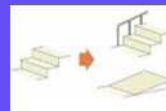
1. 安全衛生管理体制の確立

- 経営トップ(社長など)が高年齢労働者の労働災害防止対策に取り組む方針を表明し、対策の担当者を明確化します。
- 高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、優先順位をつけて2以降の対策を実施します。



2. 職場環境の改善

- 身体機能の低下を補う設備・装置の導入等改善を行います(ハード面の対策)
- 敏捷性や持久性、筋力の低下等の高年齢労働者の特性を考慮して作業内容の見直しを行います(ソフト面の対策)



3. 高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

- 事業者、高年齢労働者双方が当該高年齢労働者の体力の状況を客観的に把握し、必要な対策を行うため、主に高年齢労働者を対象とした体力チェックを継続的に行うよう努めます。

体力チェック例(転倒等リスク評価セルフチェック票)



4. 高年齢労働者の健康や体力に応じた対応

- 個々の労働者の状況に応じ、安全と健康の観点で適合する業務をマッチングさせるよう努めます。
- 「事業場における労働者の健康保持増進のための指針(THP指針)」に基づく取組に努めます。
- 集団及び個々の高年齢労働者を対象として、身体機能の維持向上のための取組を実施することが望まれます。



5. 安全衛生教育

- 労働者と関係者に高年齢労働者に特有の特徴と対策についての教育を行うよう努めます。(再雇用や再就職等で経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います。)



参考: 職場改善ツール  
「エイジアクション100」チェックリスト





## 福島労働局【公式】@FKSMmhlw で検索！

雇用・労働に関する最新情報をXで発信しています

QRコード



福島労働局  
職業安定部  
・ハローワーク  
公式マスコットキャラクター  
「福まる」

### 発信内容

各種イベントの情報



各種法令の施行



助成金の案内

安全衛生に関する情報



その他、最新のニュース など

### 【注意】

- ・なりすましアカウントにご注意ください。
- ・コメントへの返信はしておりません。お問い合わせは各担当窓口までお願いします。

福島労働局で運用中のその他SNSについては「福島労働局HP」からご覧ください。



福島労働局HP